

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとし、知事に提出**しなければならない**。

- (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 県税の滞納がない旨を証する書面

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行うときは、あらかじめ別記第4号様式及び**別記**第5号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。

ア 補助金の交付決定額の増額

イ **事業区分ごと**に配分された額の20パーセントを超える減額

ウ **事業区分ごと**の配分の変更(別表第1に掲げるものに限る。)

エ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第6号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業の収入、支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとし、知事に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 県税の滞納がない旨を証する書面

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行うときは、あらかじめ別記第4号様式及び第5号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。

ア 補助金の交付決定額の増額

イ 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える減額

ウ 経費の配分の変更(別表第1に掲げるものに限る。)

エ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第6号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業の収入、支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第4号及び第5号の条件を付さなければならないこと。

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

別表第1 (第3条、第7条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率
1 (1) 競技スポーツ選手育成強化事業	①国民スポーツ大会(特別国民体育大会を含む。以下同じ。)やインターハイ等の各種全国大会等に向けた競技力の向上及び高校生、中学生等の育成強化に必要な経費(事業実施主体は各競技団体とする。) ②補助事業の実施に当たり必要な事務局経費	定額
(2) 指導者養成事業	指導者の資質向上及び育成に必要な経費	定額
(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	組織の充実及び活動の活性化を図るために必要な経費	定額
2 国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会の派遣等に係る経費	定額
3 運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く。)	定額

【事業区分ごとの配分の変更について】

- 1から3までの事業区分相互間における流用は原則認めない。ただし、2又は3の経費に不足が生じた場合において、当該不足額を1の不用額からの流用によって補填する場合は、この限りでない。この場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。
- 1の(1)から(3)までの事業区分において経費の配分を変更する場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、流用に係るいずれの事業区分においても20パーセントを超えない範囲の変更については、軽微な変更とし、変更申請を要しないものとする。

【補助対象経費の詳細について】

- 別表第1の1のとおり

別表第1 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率
1 (1) 競技スポーツ選手育成強化事業	①国民体育大会やインターハイ等の各種全国大会等に向けた競技力の向上及び高校生、中学生等の育成強化に必要な経費(事業実施主体は各競技団体とする。) ②補助事業の実施に当たり必要な事務局経費	定額
(2) 指導者養成事業	指導者の資質向上及び育成に必要な経費	定額
(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	組織の充実及び活動の活性化を図るために必要な経費	定額
2 国民体育大会派遣事業	国民体育大会及び四国ブロック大会の派遣等に係る経費	定額
3 運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く。)	定額

【経費の配分の変更について】

- 1から3までの事業区分相互間における流用は認めない。ただし、2又は3の経費に不足が生じた場合において、当該不足額を1の不用額からの流用によって補填する場合は、この限りでない。この場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。
- 1から3までの事業区分それぞれの内部において経費の配分を変更する場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、流用に係るいずれの事業区分においても20パーセントを超えない範囲の変更については、軽微な変更とし、変更申請を要しないものとする。

【補助対象経費の詳細について】

- 別表第1の1のとおり

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

別表第2（第5条、第6条、第7条関係）

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

別表第2（第5条、第7条関係）

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

別表第1の1

事業区分	補助対象経費	
1-(1) 競技スポーツ選手育成強化事業	国民スポーツ大会対策強化	国スポ正式競技(40競技)における基本的な強化に必要な経費
	全高知チーム強化	国スポ入賞や日本代表選手の輩出が特に期待される競技に対して、特別強化コーチ派遣、遠征強化、SSCサポートチームの活用など「全高知チーム」に対する重点強化に必要な経費
	普及・育成支援事業(ジュニア・女性強化)	競技団体のジュニア層の普及・育成、女子選手のレベルアップや強豪校の招聘をおこない競技方向上につなげるために必要となる経費
	アドバイザー招聘事業	高度な技術・戦術・トレーニング方法の指導に加え、組織マネジメントやネットワーク構築、情報の活用など、総合的な指導助言を得るために優秀なコーチを招聘するために必要となる経費
	特別強化選手支援事業	優秀な競技成績を収めている選手を特別強化選手に指定し、日本代表選手等を目指して、さらなるレベルアップを図る取り組みに必要な経費
	事務局経費	補助事業の実施に当たり必要な事務局経費
1-(2) 指導者養成事業	公認指導者資格養成事業	県内指導者の公認資格者の増加を図るため、県内で公認資格の「共通Ⅰ」の資格取得できる講習会開催のために必要な経費
	指導者研修会開催事業	県内指導者の資質向上を図るため、講師を招いたフォーラム等の開催に必要な経費
1-(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	総合交流大会開催事業	スポーツ少年団総合交流大会の開催に必要な経費
	指導者育成事業	公認スタートコーチ養成のための講習会や、資質向上のための各研修会に派遣するために必要な経費
	リーダー育成事業	スポーツ少年団の次世代を担う若者の資質向上を図るため、研修会等の開催や派遣に必要な経費
2 国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会に参加する大会役員、競技団体(監督、トレーナー、選手)、帯同ドクターに係る経費
	3 運営費補助事業	運営費補助事業

別表第1の1

事業区分	補助対象経費	
①競技スポーツ選手育成強化事業	国民体育大会対策強化	国体正式競技(40競技)における基本的な強化に必要な経費
	全高知チーム強化	国体入賞や日本代表選手の輩出が特に期待される競技に対して、特別強化コーチ派遣、遠征強化、SSCサポートチームの活用など「全高知チーム」に対する重点強化に必要な経費
	普及・育成支援事業(ジュニア・女性強化)	競技団体のジュニア層の普及・育成、女子選手のレベルアップや強豪校の招聘をおこない競技方向上につなげるために必要となる経費
	アドバイザー招聘事業	高度な技術・戦術・トレーニング方法の指導に加え、組織マネジメントやネットワーク構築、情報の活用など、総合的な指導助言を得るために優秀なコーチを招聘するために必要となる経費
	特別強化選手支援事業	優秀な競技成績を収めている選手を特別強化選手に指定し、日本代表選手等を目指して、さらなるレベルアップを図る取り組みに必要な経費
	事務局経費	補助事業の実施に当たり必要な事務局経費
②指導者養成事業	公認指導者資格養成事業	県内指導者の公認資格者の増加を図るため、県内で公認資格の「共通Ⅰ」の資格取得できる講習会開催のために必要な経費
	指導者研修会開催事業	県内指導者の資質向上を図るため、講師を招いたフォーラム等の開催に必要な経費
③高知県スポーツ少年団育成事業	総合交流大会開催事業	スポーツ少年団総合交流大会の開催に必要な経費
	指導者育成事業	公認スタートコーチ養成のための講習会や、資質向上のための各研修会に派遣するために必要な経費
	リーダー育成事業	スポーツ少年団の次世代を担う若者の資質向上を図るため、研修会等の開催や派遣に必要な経費
④国民体育大会派遣事業	国民体育大会派遣事業	国民体育大会及び四国ブロック大会に参加する大会役員、競技団体(監督、トレーナー、選手)、帯同ドクターに係る経費
⑤運営費補助事業	運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く)

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

補助対象経費	内訳	事業区分				
		1-(1) 競技スポーツ選手育成強化事業	1-(2) 指導者養成事業	1-(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	2 国民スポーツ大会派遣事業	3 運営費補助事業
共済費	雇用保険、健康保険、厚生年金、児童手当拠出金、労災保険料	○	×	×	×	○
賃金	給与等	○	×	×	×	○
報酬	報酬	○	×	×	×	○
職員手当等	賞与	○	×	×	×	○
報償費	競技団体関係指導者・外部指導者・ドクター・トレーナー等	○	○	○	○	×
旅費	交通費	○	○	○	○	×
	宿泊費					
需用費	競技用消耗品	○	○	○	○	×
	燃料費(自家用車等)					
	修繕費					
	印刷製本費					
	飼育料(競技用馬匹)					
食糧費	×	×	×	×	×	
役務費	通信運搬費	○	○	○	○	×
	振込手数料					
	保険料(スポーツ保険等)					
委託料	動画配信事業委託、運営・審判委託、等	○	×	○	×	×
使用料及び賃借料	会場・器具借り上げ料	○	○	○	○	×
	バス、レンタカー、タクシー借り上げ料					
	有料道路通行料、駐車場代					
	高知県スポーツ科学センター利用料					
備品購入費		○	×	×	×	×
負担金補助及び交付金	大会参加料	○	×	○	○	×
	研修会等参加料					

補助対象経費	内訳	事業区分				
		①競技スポーツ選手育成強化事業	②指導者養成事業	③高知県スポーツ少年団育成事業	④国民体育大会派遣事業	⑤運営費補助事業
共済費	雇用保険、健康保険、厚生年金、児童手当拠出金、労災保険料	○	×	×	×	○
賃金	給与等	○	×	×	×	○
報酬	報酬	○	×	×	×	○
職員手当等	賞与	○	×	×	×	○
報償費	競技団体関係指導者・外部指導者・ドクター・トレーナー等	○	○	○	○	×
旅費	交通費	○	○	○	○	×
	宿泊費					
需用費	競技用消耗品	○	○	○	○	×
	燃料費(自家用車等)					
	修繕費					
	印刷製本費					
	飼育料(競技用馬匹)					
食糧費	×	×	×	×	×	
役務費	通信運搬費	○	○	○	○	×
	振込手数料					
	保険料(スポーツ保険等)					
委託料	メディカルチェック受診委託、警備委託等	○	×	○	×	×
使用料及び賃借料	会場・器具借り上げ料	○	○	○	○	×
	バス、レンタカー、タクシー借り上げ料					
	有料道路通行料、駐車場代					
	高知県スポーツ科学センター利用料					
備品購入費		○	×	×	×	×
負担金補助及び交付金	大会参加料	○	×	○	○	×
	研修会等参加料					

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

補助事業者
住 所
氏 名
(生年月日)

補助金交付申請書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度
高知県スポーツ振興推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助金交付申請額

円

3. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、知事が必要と認める書類

4. 県税の納付等については（該当するものに☑をしてください。）
□県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。
※県税事務所が発行する「納税証明書」を添付してください。

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）。

※1：税務課が指定する「県税完納情報提供事業実施要綱」における第4号様式
※2：納税事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康
保険証の写し等
（注）マイナンバーカードは健康のみのもので（裏面はマイナンバーカードの裏面
があるため、提供は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び健康保険者番号
番号は顔写真のない顔面にマイナンバーを記載して添付してください。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

補助事業者
住 所
氏 名
(生年月日)

補助金交付申請書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度
高知県スポーツ振興推進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助金交付申請額

円

3. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、知事が必要と認める書類

4. 県税の納付等については（該当するものに☑をしてください。）
□県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。
※県税事務所が発行する「納税証明書」を添付してください。

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

- 県税の納付義務はありません。
 その他(事由を記載してください。)

()

振込先銀行名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 店	普通 当座		

- 県税の納付義務はありません。
 その他(事由を記載してください。)

()

振込先銀行名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 店	普通 当座		

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第2号様式(第4条、第10条関係)

補助事業者名

事業
計画書
報告書

事業名称	事業目的	事業内容	備考

第2号様式(第4条、第9条関係)

補助事業者名

事業
計画書
報告書

事業名称	事業目的	事業内容	備考

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事様

補助事業者

住所

氏名

補助金概算払請求書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金（令和 年 月 日付け高知県指令 第号）を概算交付されるよう請求します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 概 交 付 額 | 円 |
| 3 今 回 請 求 額 | 円 |

振込先銀行名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 店	普通 当座		

銀行責任者		連絡先	
担当者		連絡先	

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事様

補助事業者

住所

氏名

補助金概算払請求書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金（令和 年 月 日付け高知県指令 第号）を概算交付されるよう請求します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 概 交 付 額 | 円 |
| 3 今 回 請 求 額 | 円 |

振込先銀行名	種目	口座番号	フリガナ 口座名義人
銀行 店	普通 当座		

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて、高知県スポーツ振興推進事業費補助金の実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業終了年月日
- 3 補助金交付決定額 円

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別紙関係書類を添えて、高知県スポーツ振興推進事業費補助金の実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業終了年月日
- 3 補助金交付決定額 円

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

消 費 税 仕 入 控 除 税 額 等 報 告 書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 該当事業
- 2 補助事業終了年月日
- 3 内容

補助金の交付決定額	
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	
補助金返還相当額	

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

消 費 税 仕 入 控 除 税 額 等 報 告 書

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 該当事業
- 2 補助事業終了年月日
- 3 内容

補助金の交付決定額	
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	
補助金返還相当額	

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第9号-①様式

R 年度 高知県スポーツ協会 強化費補助金内訳一覧

No.	競技団体名	報償費	旅費	需用費	役員費	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助	補助金合計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
	合 計								

第9号-①様式

R 年度 高知県スポーツ協会 強化費補助金内訳一覧

No.	競技団体名	報償費	旅費	需用費	役員費	使用料及び賃借料	負担金補助	補助金合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
	合 計							

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

第9号一②様式

実績報告書				
令和	年度	競技名	記載担当者氏名	
内 容 (強化練習・会宿・遠征等の年間活動を記入してください)	成年男子			(国スポ) (その他の大会)
	成年女子 ・ 女子			(国スポ) (その他の大会)
	少年男子			(国スポ) (その他の大会)
	少年女子			(国スポ) (その他の大会)
	講師等招聘			結果 (必ず記入してください)
	普及・育成 (ジュニア等)			
	チーム招聘			
	女性強化			
	医科学 (SSC等) 活用			

第9号一②様式

実績報告書				
令和	年度	競技名	記載担当者氏名	
内 容 (強化練習・会宿・遠征等の年間活動を記入してください)	成年男子			(国体) (その他の大会)
	成年女子 ・ 女子			(国体) (その他の大会)
	少年男子			(国体) (その他の大会)
	少年女子			(国体) (その他の大会)
	講師等招聘			結果 (必ず記入してください)
	普及・育成 (ジュニア等)			
	チーム招聘			
	女性強化			
	医科学 (SSC等) 活用			

